

きたそらち農業協同組合

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日から令和7年1月31日までの3カ年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に女性管理職を1名以上増員する

〈対策〉

- 令和4年2月～ 女性管理職候補者の選定を行う。
- 令和5年2月～ 管理職業務の見直しと家庭との両立について課題を抽出する。
- 令和6年2月～ 女性目線での業務改革を行い、仕事との両立体制を確立する。

目標2 計画期間内に、中核女性職員の育成研修を実施する

〈対策〉

- 令和4年2月～ 管理職が男性中心となってしまう現状の変革に向けて、現状把握と課題分析を行う。
- 令和5年2月～ 女性管理職の手前の女性職員を対象とした、昇格意欲喚起を行う。
- 令和6年2月～ 管理職に必要なマネジメント能力のための研修を企画し実施する。

女性活躍の現状把握・基礎4項目（令和3年3月現在）

①採用した労働者に占める女性労働者の割合	42.9%
②男女の平均継続勤務年数の差異	-0.4年
③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況	6.8時間/月
④管理職に占める女性労働者の割合	4%